

# 令和5年第1回伊根町農業委員会議事録

令和5年2月27日(月曜日)開催

# 伊 根 町 農 業 委 員 会

令和5年 第1回 伊根町農業委員会 議事録						
招集年月日	令和5年2月27日 (月)					
閉会の日時	開会	午後1時30分				
	閉会	午後2時00分				
議 長	小原 澄晴 会長					
招集場所	保健センター 会議室					
委員定数	農業委員				10名	
	農地利用最適化推進委員				3名	
出席委員数	農業委員				10名	
	農地利用最適化推進委員				3名	
農業委員の出 席・欠席	議席	氏 名	出・欠	議席	氏 名	出・欠
	1	大西一彰	出	7	村井 英敏	出
	2	小原澄晴	出	8	一井 京一	出
	3	小西俊朗	出	9	上山 徳和	出
	4	岡田博美	出	10	山口 忠司	出
	6	竹原裕次郎	出	11	井上 一明	出
農地利用最適 化推進委員の 出席・欠席	地域	氏 名	出欠	地域	氏 名	出欠
	1	大谷 功	出	3	櫻尾 夏男	出
	2	藤原 正人	出			
議 事 録 署名委員	小原 澄晴 (会長)					
	岡田 博美			竹原 裕次郎		
会議の説明に 出席した者	事務局書記 小笠原 健悟					
議事の経過概 要及び結果	別紙のとおり					
特記事項						

# 議 事 の 審 議 結 果

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る許可について  
承認

第 2 号議案 農地・非農地の判断について  
判断保留

## 令和5年第1回伊根町農業委員会議事経過概要

発言者	発言内容
小原会長	定刻より少し早いですが、全員お揃いですので、令和5年第1回の農業委員会総会を開催させていただきたいと思います。
議長	<p>本日の農業委員の出席者は10名中、10名の出席であります。また農地利用最適化推進委員の出席は3名中、3名の出席であります。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数の出席があり、定足数に達していますので、会議規則第7条第1項により本日の総会が成立していることを申し上げ、総会を開始いたします。</p>
議長	<p>節分が過ぎると春が来るとよく言われていますが、だんだんと日が高くなり、春らしい日が差すようになっていき、せわしい時期になってきますが、みなさん体に気を付けて、ケガのないように春の作業を行っていただきたいと思います。</p> <p>先日は、農業委員会の公募の説明会を開催させていただき、皆さんご出席いただきありがとうございます。</p> <p>その時に申し上げていただきましたように、欠員がでないように各地元で調整をしていただきながら、推薦をしていただいたらと思います。</p>
議長	<p>会議規則第19条第2項に基づき、本日の署名委員については、私、議長の他に2名の指名をさせていただきます。</p> <p>4番 岡田委員と6番 竹原委員にお願いしたいと思います。</p>
議長	それでは議事に入りたいと思います。
議長	<p>第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について」です。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(内容説明)</p> <p>第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可についてです。</p> <p>申請された農地の所在は、新井小字北田1493番、棒ノ川1533番、サイノマへ1461番の3筆になります。</p> <p>譲渡人はA氏、譲受人はB氏です。</p> <p>譲渡人の譲渡事由は、農業を行わないため。</p> <p>譲受人の事由は、規模拡大のためです。</p> <p>譲受人の経営内容ですが、自作地947㎡、貸付地1919㎡、借入地10,012㎡、計12,878㎡。</p> <p>世帯員は3人ですが、農業従事者は1人となっています。</p> <p>(資料により該当農地の位置等を説明)</p>

議 長	ご質問やご意見はありませんか。
議 長	ご質問、ご意見が特別無い様ですので、採決に入ります。 第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について」 承認に賛成の方は挙手願います。
委 員	(全員挙手)
議 長	全員挙手ということで、承認することにいたします。
議 長	つづいて、第2号議案「農地・非農地判断について」です。 事務局の説明を求めます。
事務局	(内容説明) 農用地域外の農地については、全地区で完了となっており、菅野地内の農地についても昨年の6月に総会で非農地としています。 今回非農地判断を行う農地は農用地域内となっていますが、団地全体が荒廃化し、農地性のある所がなく、今後耕作が行われる見込みのない再生困難な農地となっているため、農業委員会の非農地判断をうかがうものです。 農地台帳に登録されている農地数は25筆あり、判断地目はすべて原野としています。 (資料により該当農地の位置等を説明)
議 長	事務局の説明が終わりましたが、ここの農地については太陽光発電のため業者が買い取りを進めているとの話を聞いています。 非農地判断を行うと農地でなくなることから、農業委員会の範ちゅうから外れますが、もともと農地だったところに太陽光の施設を設置してとなると、トラブルがあったりということも聞きますので、地元の農業委員や地元の方に状況については注意をさせていただいて、トラブルのないような形の設置が望ましいと思います。 先に私の所見を述べさせていただきましたが、皆様のご質問をお願いします。
藤原 推進委員	全部でどれだけの面積になるのか。
事務局	資料にも添付させていただいていますが、3.4haとなっています。
小西委員	太陽光発電の設置は確定しているのか

事務局	<p>現在動いている業者は、太陽光発電施設を設置できるようにするだけの業者で、土地の確保や売電先の手配などを行っているだけで、実際に太陽光発電施設を設置するかどうかは、太陽光発電施設を建設する業者がきめて、また、太陽光発電所の管理についても、建設した業者がするのか他の業者がするのかも決まっていない状態なので、設置が確定しているものではありません。</p>
小西委員	<p>実際に建てるのは、こことは別の場所になるのか。</p>
一井 職務代理	<p>私が聞いているのは、この場所ではあるが、全部ではない、建設するところをフェンスで囲むと聞いている。</p> <p>実際に会長と竹原委員は現場を見ていると思うが、農地としてはめちゃくちゃになっていて、田んぼに復元はできない。</p> <p>地主さんの話でも、とても耕作はできないし、おいておいても荒廃が進むだけだし、若いものもほとんど都会に出ているが、今なら、色々な書類にも判子がもらえる状況だし話を進めたらどうだっている。</p> <p>農業委員になって9年になるが、ほとんど耕作されていなかったし、今は誰も耕作をしていない。</p>
小西委員	<p>太陽光発電に反対しているわけではないが、いろんなところで問題が起きているわけで、後々のことを心配していて、災害が起きたときのこととかを考えると、慎重にしなければならないと考えている。</p>
議 長	<p>よく聞くのが、災害などでパネルが壊れたときにそれをほったらかしにしているところがあると聞いている。</p> <p>その辺が伊根町に対して誠意を示して保全をしてくれるか、それは農地を外れるということなので、地元の人たちが見守っていかなければならない事ですが、ほかの人たちも気にしていただいた方がいいと思っています。</p>
議 長	<p>いろいろと意見がでましたが、採決に入ります。</p> <p>第2号議案「農地・非農地判断について」承認に賛成の方は挙手願います。</p>
委員	<p>承認6</p>
議 長	<p>全員挙手というわけではありませんが、承認多数ということで承認としてよろしいか。</p>
村井委員	<p>一度、全員で現地を見てはどうだ。</p>
藤原 推進委員	<p>今回の非農地証明はどこからの申請だったのか。</p>

事務局	この議案は申請による非農地証明ではなく、これまでから農業委員会で進めている非農地判断で、荒廃化した農地を農業委員で農地・非農地の判断を行い、これからも耕作者等を探して農地として守っていくのか、農業委員会の管理から外すのかを決めるものです。
藤原 推進委員	太陽光とは無関係な案件ということか。
事務局	今回の議案については、直接的には関係はしていない。
櫻尾 推進委員	筒川地区では何度か外す、外さないの話をしている場所になる。
議 長	太陽光の業者からの申請だと勘違いをしていました。 農業委員会での非農地判断ということなので、一度現場を見てから次回の総会で判断ということで、今回は判断保留としたいと思いますがよろしいか。
委 員	異議なし
議 長	第2号議案については、判断保留として3月の総会で改めて判断をいたします。
議 長	審議案件は以上でございますので、令和5年第1回の農業委員会総会を閉会いたします。